

平成25年 6月28日
航空局安全部 安全企画課
航空事業安全室

「第13回航空安全情報分析委員会」の結果概要について

平成25年6月19日（水）に、第13回航空安全情報分析委員会を開催し、航空輸送の安全にかかわる情報（平成24年度分）について審議しましたので、結果概要をお知らせいたします。

1. 航空安全情報分析委員会について

航空法（昭和27年法律第231号）第111条の4に基づき、航空運送事業者は、航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態（安全情報）について、国土交通大臣に報告しなければならないこととなっています。また、同法第111条の5に基づき、国土交通大臣は、毎年度、航空輸送の安全に関わる情報を整理し、公表することとなっています。

国土交通省では、当該公表を適切に実施するため、6ヶ月毎に本委員会を開催しています（委員名簿は別紙1参照）。

2. 議事概要

- （1）航空局より航空安全をめぐる最近の動向を紹介しました。
- （2）平成24年度に航空事業者より報告された安全情報について、評価・分析を行いました。当該安全情報についてとりまとめを行い、その内容を「航空輸送の安全にかかわる情報（平成24年度分）」として公表することとしました。本報告は以下のURLより入手可能です（概要は別紙2参照）。
http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000188.html
- （3）次回第14回航空安全情報分析委員会は、平成25年度上半期に報告された安全情報について評価・分析等を行うことを議題として、本年12月頃に開催することとしました。

問い合わせ先：

国土交通省航空局安全部航空事業安全室

航空事業安全推進官 藤林（内線50146）、専門官 大岩（内線50160）

代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1661 直通：03-5253-8731